

**社会福祉法人 ジェイエー長野会**  
**飯田市かみさと地域包括支援センター**  
**(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業) 運営規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する飯田市かみさと地域包括支援センター（以下「センター」という）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の指定介護予防支援に関する知識を有する従業員（以下「担当職員」という）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 飯田市かみさと地域包括支援センター
- (2) 所在地 飯田市上郷黒田 317 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤）

管理者はセンターの担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

- (2) 担当職員

保健師 1 名 以上

主任介護支援専門員 1名 以上

社会福祉士 1名 以上

担当職員は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、  
12月30日から12月31日及び翌年の1月2日から3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)

第7条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 提供方法

サービスの提供に際しては、あらかじめ利用申込者又は家族に対し、運営規定の概要その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得るものとする。

(2) 利用者の相談を受ける場所は第4条に規定するセンター内又は利用者の居宅等とする。

(3) サービス担当者会議について

開催場所は第4条に規定するセンター内、サービス事業所又は居宅とする。サービス担当者会議により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない利用がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による自宅訪問頻度等

1 提供開始月

2 提供開始月の翌日から起算して3月に1回

3 サービスの評価期間が終了する月

4 利用者の状況に著しい変化があった時

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接が出来ない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する

(5) モニタリングの結果記録は、少なくとも1月1回とする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、計画の目標の達成状況について評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は飯田市長が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

(1) 利用者が次条に定める通常の実施地域以外に居住している場合は、当該事業の提供に際して要した交通費の実費を徴収する。

(2) 前項の費用の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、飯田市のF圏域(上郷、座光寺地区)とする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、飯田市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事前の事故の状況及び事故の際にとって処置について記録を行う。
- (2) 前項の事故の状況及び事故の際にとった処置について記録を行う。
- (3) 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情対応)

第11条 センターは、利用者及びその家族からの苦情等を受けるための窓口を設置するとともに、苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

(個人情報の保護)

第12条 センターは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- (1) センターが得た利用者の個人情報については、センターでのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人に了解を得る。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 センターは、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業員に対する研修の実施
- (3) 事業者が整備した虐待防止のための指針の策定
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の原則禁止)

第14条 センターは、サービスの提供にあたっては、利用者又は家族に対し、生命又は新亜血を保護するため緊急やむをえない場合を除く、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」)を行わない

- (1) センターは、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項に記載する。

(秘密の保持)

第15条 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他運営についての保留事項)

第16条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制

を整備する。

- (1) センターは事業の一部を指定居宅介護市支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- (2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は飯田市、社会福祉法人ジェイエー長野会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。